

クローズアップ 10月から マイナンバー制度が始まります

今号では、個人情報の保護の仕組みを紹介します！



マイナンバー制度の運用開始に向けて、7月15日号・8月15日号・9月15日号の3号にわたり、制度の概要や手続きなどについてお知らせしています。7月15日号では、制度の概要について紹介しました。

今号は、「マイナンバーを含む個人情報の漏えいを防ぐための仕組み」など、個人情報保護に関して紹介します。

問合せ 情報政策課情報推進係 ☎ 497・1845

マイナちゃん

①通知カードと個人番号カードの違いは？

通知カード



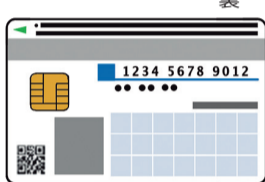
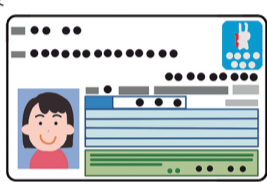
通知カードには顔写真は掲載されませんので、身分証明書として利用することはできません。



7月15日号でお知らせした、通知カードと個人番号カードについて、紹介します。

通知カードは、マイナンバーを通知するためのカードで、10月以降、住民票に記載されている場所に郵送されます。カードは紙製で、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーが記載されます。

個人番号カード



個人番号カードは、申請者に対し交付される顔写真付きICカードです。表面に氏名・住所・生年月日・性別、裏面にマイナンバーが記載されます。※申請方法など、詳細は9月15日号でお知らせします。

個人番号カードは、身分証明書としても使用できます。



通知カードを、住民票に記載された場所で受け取ることができない方へ

やむを得ない理由により通知カードを住民票に記載されている場所で受け取ることができない方は、居所情報の申請が必要となります。

申請期間 8月24日(月)～9月25日(金) (必着)

申請が必要な方

- ・東日本大震災による被災者で避難されている方
- ・DV、ストーカー行為、児童虐待などの被害者の方
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

※申請書は、8月20日から市役所、松山・野塩出張所で配布します。(総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/> からダウンロードできます)

申請方法 申請書(居所情報登録申請書)に必要事項を記入し、直接または郵送で住民票のある市区町村へ

問合せ 市民課住民係 ☎ 497・2037

②個人情報の保護に向けた取り組みは？

想定される懸念

個人情報の外部への漏えいへの懸念

国家による個人情報の一元管理への懸念

不正利用などによる成りすましへの懸念



(i) マイナンバーの不正利用(例:他人のマイナンバーを用いた成りすまし)を防止するための対策は？

マイナンバーを使って手続きを行う際には、厳格な本人確認が義務付けられており、番号確認と身元確認が必要です(マイナンバーだけで手続きを行うことはできません)。基本的に、番号確認は通知カードで、身元確認は顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポートなど)で行うことになります。ただし、個人番号カードは、番号確認と身元確認の両方ができます。

(ii) マイナンバーを含む個人情報の漏えいを防ぐための仕組みには、どのようなものがあるの？

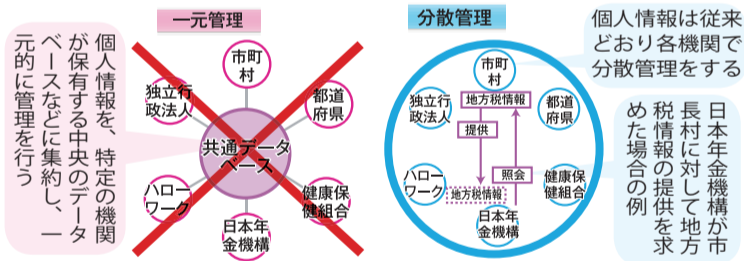
◆マイナンバーの利用範囲の制限

さまざまな分野においてマイナンバーを利用可能にした場合、多くの人が取り扱うことになり、漏えいなどのリスクが増大してしまいます。そのため、利用範囲を社会保障・税・災害対策分野だけに制限しています。

その他、マイナンバーを利用するシステムへアクセスできる人の制限など、さまざまな対策を行っています。

(iii) 「個人情報を一元管理する」というのは、本当？

一元管理されることはありません。地方税情報は市、保険情報は健康保険組合という形で、今まで通り個人情報は各機関で管理されます。そのため、国民すべての個人情報を一括して記録することはなく、個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。



★マイナポータルが構築が予定されています

マイナポータル(情報提供等記録開示システム)によって、個人情報をいつ、誰が、どのような理由で見たかを確認できる予定です。それ以外にも、さまざまな機能について、国において検討されています。



分筆されていない私道の非課税申告を

公衆用道路と性格が同様な分筆されていない私道や、現に道路として使用されているながら分筆されていない建築基準法上の道路は、私道部分の面積が分かる図面を添え、年内に手続きすることで、翌年度から固定資産税・都市計画税が非課税扱いになります。

問合せ 課税課固定資産税係 ☎ 497・2042

固定資産の実地調査にご協力を

市では、毎年、市内全域の土地・家屋の実地調査を行っています。今年も8月下旬から平成28年3月上旬までの期間で実施します。市職員が訪問した場合は、ご協力をお願いします。

なお、課税されている家屋の取り壊しや増築をされた場合は、至急下記へ。問合せ 課税課固定資産税係 ☎ 497・2042

子ども映画会「空とぶジュタン シンドバットの冒険」を行います。定員25人。対象 幼児から小学生まで。日時 8月25日(火)午後2時～

子ども映画会「空とぶジュタン シンドバットの冒険」(50分程度) 場所 中清戸地域文庫室(中清戸地域市民センター) 申込み 直接または電話で中央図書館 ☎ 493・4326へ

図書館事業「夏休み子ども映画会」

第一回は、元東洋大学教授小芥米清弘氏に、話題のトマ・ピケティ著「21世紀の資本」を「21世紀の資本:T・ピケティの残したものと題して分かりやすく紹介していただきます。対象 市内在住の中学生以上の方。先着15人。日時 9月5日(土)午前10時30分～正午

場所 中央図書館 申込み 8月15日からの午前10時～午後5時(水・木曜日は午後7時)に直接または電話で同館 ☎ 493・4326へ(月曜休館) トマ・ピケティ著「21世紀の資本」

図書館で読書交流会

対象 小・中学生 市内在住で小学4年生～中学生の方、一般(高校生以上) 制限なし 受付時間・場所 10月12日(月)午前7時45分～8時15分(雨天決行)・八小 種目 4冊・7冊(小・中学生と一般女子は4冊のみ) 費用 小・中学生500円、一般(高校生以上)千円 ※主催はNPO法人清瀬市体育協会。コース経路は市報9月15日

号でお知らせします。※申込みは、9月1日から15日までに生涯学習スポーツ課・各地域市民センター・中央図書館・児童センター・コミュニティプラザひまわりにある申込用紙に必要事項を記入し(小・中学生は保護者の署名・押印が必要)、費用を添えて直接各窓口へ。問合せ 清瀬文化スポーツ事業団 ☎ 493・4033(午前9時～午後8時・月曜休み)

参加者募集 第35回清瀬市民マラソン大会

マイナンバーの保管は大切に

マイナンバーは、生涯変更されません。むやみにマイナンバーを他人に教えないようにし、他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

より詳しく知りたい方へ

マイナンバー制度に関する問合せ 0570-20-0178 (平日午前9時30分～午後5時30分)または内閣官房のホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> をご覧ください。